

平成 29 年 4 月 3 日
分任支出負担行為担当官
防衛装備庁航空装備研究所
管理部会計課長決定

一部改正 平成 29 年 12 月 15 日

防衛装備庁航空装備研究所のオープンカウンター方式実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、防衛装備庁航空装備研究所（以下「航装研」という。）がオープンカウンター方式により実施する物品の調達、役務の提供、その他の契約（以下「物品調達等」という。）の見積合わせを行う場合の取扱について、必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)

第 2 条 オープンカウンター方式とは、航装研が会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 5 項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

(対象案件)

第 3 条 この要領は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 9 条第 2 号から第 4 号まで及び第 7 号に規定する契約のうち、航装研がオープンカウンター方式によることが適当であると認められるものを対象案件とします。

(対象案件の公表)

第 4 条 対象案件は、「防衛装備庁航空装備研究所管理部会計課におけるオープンカウンター方式による見積依頼について」（以下「見積依頼」という。）により、防衛装備庁航空装備研究所ホームページ（http://www.mod.go.jp/atla/data/info/ny_kenkyu_koukuu/）及び立川商工会議所ホームページ（<http://www.tachikawa.or.jp/outerlink.php>）並びに防衛装備庁航空装備研究所管理棟（335 棟）1 階掲示板に公表します。

2 前項において公表に付する事項は、種別、調達要求番号、品件名、見積依頼公表日、見積書提出期限、見積合わせの日時とします。

(参加資格)

第 5 条 見積合わせに参加することができる者は、次の各号に該当する者としてします。

(1) 予決令第 70 条の規定に準じて、これに該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当するものとする。

- (2) 予決令第71条の規定に準じて、これに該当しない者であること。
- (3) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、航装研が求める「資格の種類」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、当該競争参加資格を有していない者であって、このオープンカウンターに参加を希望する者は、見積合わせの前日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格名簿に登録され、当該等級に該当した場合は、この限りでない。
- (4) 前号の統一資格を有しない場合は、防衛省、他省庁又は市町村との契約実績など過去の実績等により十分な履行能力が証明できる者で、分任支出負担行為担当官から参加が認められた者。
- (5) 大臣官房衛生官、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

（見積書の提出等）

第6条 見積合わせに参加を希望する者は、この要領に定めるもののほか、防衛装備庁航空装備研究所ホームページ等で掲載又は航装研が手交した見積依頼、仕様書、その他詳細資料（以下「仕様書等」という。）を熟覧又は熟読した上、見積りしなければなりません。

- 2 前項において希望があれば、手交に替え仕様書等を電子メール又はファックスにて受領することができます。
- 3 見積書の様式は、別紙のとおりです。
- 4 見積書は、次の要領により記載しなければなりません。
 - (1) 品件名、規格、数量・単位、単価、金額、納地、履行期限、日付を記載し、見積者の住所、会社名、代表者名を記名押印すること。
 - (2) 金額を訂正しないこと。
 - (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと。
 - (4) 同一人が金額の異なる2通以上の見積りを作成しないこと。
 - (5) 前各号に掲げるほか、分任支出負担行為担当官（会計法第13条第5項に規定する分任支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）の指示に違反しないこと。
- 5 見積書の提出にあたっては、以下の各号に定める書類を提出するものとします。ただし、見積書の提出時に当該競争参加資格を有していない者にあつては、見積合わせの前日までに資格証明書を提出するものとします。なお、航装研における同一年度の契約において、既に資格証明書を提出している者については、提出を省略することができます。
 - (1) 前条第3号に定める参加資格を持つことを証明する書類の写し。
 - (2) 前条第4号に掲げる過去の実績等により、十分な履行能力を証明できる書類の写し。
- 6 見積書及び資格証明書の提出に当たっては、持参の他、郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出しなければなり

ません。

7 前項において、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とします。

8 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めないものとします。

(同等品の承認)

第7条 同等品による見積書の提出を希望する者は、見積書提出前に同等品の申請を行い、その承認を得るものとします。

2 同等品の申請は、第3条に定める対象案件を公表した日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を含まない。）を基準とし、見積依頼に定めた見積書提出期限までに提出するものとします。

(見積合わせ)

第8条 見積合わせに参加を希望する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはなりません。

2 見積合わせの日時は、見積依頼に定めた日時に非公開で行うものとします。

3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、航装研が選定した者へ見積りを依頼することができるものとします。

(無効な見積書)

第9条 次の各号に該当する見積書は無効とします。

(1) 参加資格要件を有しない者が提出した見積書

(2) 第6条第4項第1号に定める記載事項を欠いた見積書

(3) 金額を訂正した見積書

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書

(5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書

(6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書

(7) 見積依頼に定める見積書提出期限までに提出されなかった見積書

(8) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書

(9) 前各号に掲げるほか、分任支出負担行為担当官の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積書

(契約の相手方の決定)

第10条 有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方として決定します。

2 契約の相手方となるべき同価の見積書をもって申込みをした者が二人以上あるときは、予決令第83条の規定に準じて、くじ引きにより契約の相手方を決定します。

3 くじ引きの日程は、別途通知します。この場合において、くじ引きに参加することができない者があるときは、これに代わって航装研の契約事務に関係のない職員にくじを引かせることができ

ます。

4 契約の相手方を決定したときは、速やかに当該契約の相手方に決定した者に対して通知します。

(結果の公表)

第 11 条 オープンカウンター方式による見積合わせの結果は、「防衛装備庁航空装備研究所管理部 会計課におけるオープンカウンター方式による見積合わせの結果について」により、防衛装備庁航空装備研究所ホームページにおいて、契約の相手方の決定後速やかに公表します。

2 前項において公表に付する事項は、調達要求番号、品件名、提出者数、受注決定者及び決定価格とします。

3 第 1 項に定める公表を除き、オープンカウンター方式による見積合わせの結果に関する照会には応じないものとします。

(契約の締結)

第 12 条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては、別途指示する契約書に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して 5 日以内（行政機関の休日を含まない。）にこれを分任支出負担行為担当官に提出しなければなりません。ただし、分任支出負担行為担当官の書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができます。

2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、契約の相手方としての効力を失います。

3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した後速やかに別途指示する請書を分任支出負担行為担当官に提出しなければなりません。ただし、分任支出負担行為担当官がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。

(異議の申し立て)

第 13 条 この要領に基づき見積書を提出した者は、見積書提出後に、仕様書等の不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(その他)

第 14 条 その他、この要領による契約について必要な事項は、次のとおりとします。

(1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担することとします。

(2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 分任支出負担行為担当官は、契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対して追加資料の提出を求めることがあります。

(4) 分任支出負担行為担当官は、都合により見積合わせを取り止めることがあります。

(5) 契約の相手方として決定した者が正当な理由なく、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことがあります。

附 則

この要領は、平成 29 年度の物品調達等の見積合わせから適用します。